

大分県報

令和五年

第三八一号

二月七日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による介護機関の指定	一
生活保護法等による指定介護機関の名称変更	一
生活保護法等による指定介護機関の所在地変更	二
生活保護法等による指定介護機関の休止	二
生活保護法等による指定介護機関の廃止	二
保安林の指定	二
指定予定保安林（二件）	三
指定施業要件変更予定保安林	三
林業種苗法による生産事業者の登録	四
土地収用法による土地立入り	四
道路区域の変更	四
道路の供用開始	四
選挙管理委員会告示	四
個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告	五
落札者等の公示	五

告示

大分県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとさ

令和五年二月七日

れる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和五年二月七日

大分県知事 広瀬勝貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
かまえ調剤薬局	佐伯市蒲江大字蒲江浦字中村二一七三	株式会社下川薬局	佐伯市葛港四番一六号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令五・一・四
佐伯センター調剤	佐伯市中村東町二番一号一〇二	株式会社下川薬局	佐伯市葛港四番一六号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令五・一・四
しろやま調剤薬局	佐伯市城下西町七〇〇番	株式会社下川薬局	佐伯市葛港四番一六号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令五・一・四

大分県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。

令和五年二月七日

大分県知事 広瀬勝貞

介護機関の名称

変更前	変更後	所在地	変更年月日
姫島村生活支援ハウス姫寿苑	姫島村老人福祉施設姫寿苑	東国東郡姫島村一五六二番地	令四・四・一

大分県報（告示）

大分県告示第五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からその所在地の変更があつた旨届出があつた。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の所在地	変更前	変更後	介護機関の名称	変更年月日
別府市石垣東三丁目七二六番地七	別府市大字南立石三四七番地七	一燈園福祉用具貸与事業所		令 四・一〇・一

大分県告示第五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からサービスを休止した旨届出があつた。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	休止サービスの種類	休止年月日
デイサービスステッパップ	別府市南立石本町四組	株式会社キートス	別府市石垣東三丁目二番三号	通所介護、介護予防通所介護	令 四・五・一

大分県告示第五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同

法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があつた。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
医療法人丸尾歯科医院	別府市駅前町一・二・一・一	医療法人丸尾歯科医院	別府市駅前町一・二・一・一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令 四・一二・三一

大分県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林の所在場所
杵築市大田俣水字谷山一〇六二番八(次の図に示す部分に限る。)、一〇五六番、一〇六〇番、一〇六二番六、一〇六二番七、一〇六二番九
 - 二 指定の目的
干害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市緒方町木野字西平四番一から四番三まで、二八番八、三〇番、三一番二、字姿平四三番七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手二二二番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

佐伯市大字長谷字船川内三〇八番一、三〇八番二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示六十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号
南四十一

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

社会福祉法人青山二十一 理事長 五 島 俊 雄

佐伯市大字木立字大中尾二千百六十の八番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

げんきファーム
佐伯市大字木立永野二千三の七

大分県告示第六十五号

土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 起業者の名称

九州電力送配電株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線路六六kV 大野川大南線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

大分市大字河原内字大淵、字山ノ田、字日東、字長迫及び字柚ノ木並びに大字竹中字西平、字山ノ谷、字中畑、字蔵久保、字堂久保、字木ノ下及び字仁田原

四 立ち入ろうとする期間

令和五年二月二十日から
令和六年二月十九日まで

大分県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年二月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延 長

国道三八七号

宇佐市院内町田所字玉来二一八番三から
宇佐市院内町田所字玉来二一七番四まで

前 二六・五メートル
後 二六・五
〽一九・六

前 五二・四メートル
後 五二・四

宇佐市院内町田所字川窪二八八番四から
宇佐市院内町田所字川窪二九五番三まで

前 一四・九
後 一四・九
〽一三・〇

前 九七・八メートル
後 九七・八

大分県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

県道小挾間大分線	由布市挾間町赤野字津留一七一四番二地先から 由布市挾間町赤野字台一四七七番二まで	令五・二・七
----------	---	--------

県道日田玖珠線	日田市大字羽田字入美二九一八番五から 日田市大字羽田字入美二九一七番三まで	令五・二・七
---------	--	--------

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、個人演説会等を開催することができる公営施設として、次の施設を指定した旨杵築市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年二月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

施設の種類	施設名称	所在地	施設の管理者	施設		指定年月日
				面積	収容可能人員	
大内地区コミュニティセンター	杵築市大字大内四三六四番地	杵築市長	一三五平方メートル	八〇人	令四・一二・一	
東地区コミュニティセンター	杵築市大字片野一五〇番地二二七	杵築市長	一八六平方メートル	一一〇人	令四・一二・一	
八坂地区コミュニティセンター	杵築市大字八坂一九四一番地一	杵築市長	一一六平方メートル	六〇人	令四・一二・一	

北杵築地区コミュニティセンター	杵築市大字溝井七九五番地一	杵築市長	一一四平方メートル	六〇人	令四・一二・一
奈狩江地区コミュニティセンター	杵築市大字狩宿二一三番地一	杵築市長	一八四平方メートル	一一〇人	令四・一二・一
東山香地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字広瀬三一一番地八	杵築市長	一〇二平方メートル	六〇人	令四・一二・一
上地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字久木野尾三九一八番地一	杵築市長	九〇平方メートル	五〇人	令四・一二・一
立石地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字立石二四六三番地	杵築市長	一一四平方メートル	六〇人	令四・一二・一
向野地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字向野二六三九番地	杵築市長	一一九平方メートル	七〇人	令四・一二・一
山浦地区コミュニティセンター	杵築市山香町大字山浦二五〇八番地	杵築市長	一二二平方メートル	七〇人	令四・一二・一

○公告

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年二月七日

大分県報（告示・選管委告示・公告）

令和五年二月七日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

カラープリンタ賃貸借契約 七十七台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部刑事企画課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和四年九月十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額

五十万八千二百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和四年八月二日